



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上あること)
- ・現行の耐震基準に適合する住宅
- ・1戸あたりの耐震改修工事が、補助金などを除き50万円を超えるもの

■減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税の2分の1(ただし、1戸あたり床面積120㎡分に相当する税額が限度となります)

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2。通行障害既存耐震不適格建築物」の場合は、工事が完了した年の翌年度は3分の2、翌々年度は2分の1となります。

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること



■対象住宅の居住者要件

- 次のいずれかに該当する方
- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

■改修工事の要件

令和2年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

■改修工事の内容

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

■減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1(ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります)

■減額される期間

- ・改修工事が終了した

翌年度分のみ

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません

- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です)

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。



住宅の省エネ(熱損失防止)改修工事に伴う固定資産税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

■対象住宅の要件

- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)

- ・令和2年3月31日までに、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅
- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

- ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金などを除き50万円を超えるもの
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

■減額される範囲と税額

- ・住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1、長期優良住宅の場合は3分の2(ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

■減額される期間

- ・改修工事が終了した
- 翌年度分のみ

■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません

- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

『和歌山県最低賃金が改定されました』

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

仮に最低賃金より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額で定めたものとみなされます。

和歌山県最低賃金

時間額830円

効力発生日

令和元年10月1日

適用範囲

和歌山県内で働くすべての労働者とその使用者

詳しいことは、和歌山労働局賃金室(☎073・488・1152)、または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。